明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○公認会計士試験規則の一部を改正する内閣府令（内閣府五三）　一

〔省　令〕
○漁業近代化資金融通法施行規則（農林水産五一）　二

〔告　示〕
○消費生活相談員資格試験の実施（消費者庁一〇）　二
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務二九〇）　四
○消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件（消防庁一八）　五
○除籍が滅失した件（法務四〇九）　五
○日本国に帰化を許可する件（同四一〇）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一四九八、一四九九）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二〇六）　六
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二〇七）　六
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を再登録した件（同二〇八）　六
○道路に関する件（中国地方整備局八六、八七）　七
○道路に関する件（北海道開発局一九三、一九四）　七

〔国会事項〕
宮内庁　新潟県　愛知県　沖縄県　名古屋市　堺市　神戸市　七

〔人事異動〕
諸事項　七

〔皇室事項〕
官庁　八

〔公　告〕
財団、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　八
裁判所　八
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　八
会社その他　三〇

府　令

○内閣府令第五十三号

公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第九条第四項、第十条第三項及び第十四条の規定に基づき、公認会計士試験規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年七月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

公認会計士試験規則の一部を改正する内閣府令

公認会計士試験規則（平成十六年内閣府令第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　審査会は、公認会計士試験を受けようとする者が受験の申込み及び受験をするについて必要な事項を定めることができる。この場合においては、官報その他の適切な方法により周知させるものとする。

3　公認会計士試験を受けようとする者は、受験の申込み及び受験をするに当たっては、前項の規定による審査会の定めに従わなければならない。

第三条第一項中「第一号様式による受験願書に写真及び整理表を添付し、」を「審査会の定める様式の受験願書を」に改め、同条第三項中「公認会計士法（以下「法」という。）を「前項の申請を行う場合にあっては、法」に、「申請は、」を「申請については」に、「添付して」を「添付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　公認会計士法（以下「法」という。）第九条第三項又は第十条第二項の申請は、第一項の受験願書に法第九条第三項又は第十条第二項に規定する試験の免除を希望する旨を記載してしなければならない。

第五条第一項中「第二号様式による」を「審査会の定める様式の」に改め、同条第三項中「第三号様式又は第四号様式により」を削る。

第九条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による提出等の特則）

第十条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下この条及び次条において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出、同条第三項の申請又は第五条第一項の申請（以下この条において「提出等」という。）を行う者については、内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第三条第三項の規定は、適用しない。

2　前項の提出等を行おうとする者は、提出等を行う者の氏名その他必要な事項を審査会が指定する方法により届け出るとともに、審査会の定めるところにより設定された識別番号及び暗証番号を情報通信技術利用法第三条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行わなければならない。

3　前項の場合における情報通信技術利用法第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものは、前項の識別番号及び暗証番号を同条第一項の申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して提出等を行うことをいう。

（受験手数料の納付）

第十一条　法第十一条第一項に規定する受験手数料は、第三条第一項の受験願書に、施行令第六条に規定する金額に相当する額の収入印紙を貼って、納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第三条第一項の受験願書の提出を行う場合において、当該提出を行ったことにより得られた納付情報により納付するときは、現金をもってすることができる。

第一号様式から第四号様式までを削る。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。